

平成24年度決算に係る

定期監査調書

平成25年4月

皆成学園

目 次

1	前年度指摘事項等に対する措置等	1頁
	(1) 指摘事項	
	(2) 監査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項(口頭指摘を含む。)に対する処理状況	1頁
3	組織及び業務調べ	1頁
4	職員の定員、現員調べ	2頁
5	役付職員の調べ	2頁
6	主な事業に関する調べ	3頁
7	収入証紙取扱額調べ	8頁
8	収入事務処理状況調べ	8頁
	(1) 分担金及び負担金	
	(2) 使用料	
	(3) 手数料	
	(4) 財産収入	
	(5) 諸収入	
	(6) 現金の取扱状況	
9	収入未済額調べ	11頁
10	未収金回収促進のための取り組み状況調べ	12頁
11	不納欠損額調べ	12頁
12	負担金、交付金及び委託料支出状況調べ	13頁
	(1) 負担金	
	(2) 補助金	
	(3) 交付金	
	(4) 委託料	
13	工事請負費調べ	14頁
14	財産に関する調べ	15頁
	(1) 公有財産	
	(2) 金券類の受払状況	
	(3) 債権	
15	財産の貸付及び使用許可調べ	17頁
	(1) 土地及び建物	
	(2) 物品	
16	借受不動産明細調べ	18頁
17	職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ	19頁
	(1) 職員住宅	
	(2) 職員駐車場	
18	自動車(二輪を除く)の管理状況調べ	20頁
19	寄附物件の受納状況調べ	20頁
20	備品の処分状況調べ	21頁
21	現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	21頁
22	当該年度における業務(保護と指導等)の概要	22頁
23	入所児童の状況調べ	29頁
24	職員共食状況調べ	33頁
25	支出区分表(児童福祉施設費)	34頁
26	主な施設の整備状況調べ	34頁
○	意見・要望等	34頁

1 前年度指摘事項等に対する措置等

(1) 指摘事項

指 摘 事 項	措 置 状 況 等
<p>過誤徴収した福祉型短期入所サービス費の還付について、償還金、利子及び割引料の科目で支出すべきところを、過徴収分と給付費との相殺で処理していた。</p> <p>・相殺処理額: 269,798円(市町村負担分)</p>	<p>1 原因</p> <p>短期入所サービス費負担金について、中部総合事務所福祉保健局が実施した障害福祉サービス指導監査で算定方法の認識の違いから過徴収となっている旨の指摘があったので、個人負担金の過徴収分は、償還金、利子及び割引料に予算措置し、返還した。</p> <p>市町負担金の過徴収分については、収入先である鳥取県国民健康保険団体連合会に返還しようとしたところ、同連合会は、過不足が発生した場合は次月以降の市町負担金で調整する方法を取っているため返還することができなかった。</p> <p>また、市町への直接返還については、市町は同連合会へ支払っているため県からの返還は受け付けてもらえなかった。</p> <p>過徴収分の取扱いについて、県としては相殺処理が会計規則等に抵触するため「償還金、利子及び割引料」により同連合会へ返還すべきところであったが、同連合会は相殺処理を原則としており、今回も市町負担金との相殺処理を既に行っていたため対応のしようがないものと誤って認識していた。</p> <p>なお、指摘を受けてから会計局へ確認したところ、同連合会に対する返還処理ができないにしても、県の内部処理として相殺された過徴収分を「償還金、利子及び割引料」により当園へ支出し、相殺された徴収不足分である同額を当園の収入として受け入れが必要であったものである。</p> <p>2 処 理 方 針</p> <p>市町負担金の過徴収分は、平成23年8月分までの市町負担金で調整され、平成23年度決算額は確定している。</p> <p>3 再 発 防 止 策</p> <p>短期入所サービス費の算定については、総務課内で厚生労働省の算定方法等を共有し、算定額を主査・副査で確認精査するとともに相殺処理は会計規則等に抵触することを関係職員に周知し、併せて会計規則等の遵守(収入・支出事務の適正処理)についても徹底を図る。</p>

(2) 監査意見 該当なし

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項(口頭指摘を含む。)に対する処理状況 該当なし

3 組織及び業務調べ

局(所)名	課 名	係(班)名	課 の 主 な 所 掌 事 務
皆成学園	総務課		予算、会計・庶務、福利厚生、給食調理、機械設備の管理、自動車の運行などの業務
	養護課		入所児童の独立自立に向けた日常生活の支援、短期入所・日中一時支援児童の受入れ、ボランティアの受入れなどの業務
	育成課	指導担当	在宅障がい児のデイサービス・訪問支援、地域交流事業、入所児の健康管理などの業務。
		社会自立推進担当	園内作業所の運営、入所児の社会自立に向けた支援、市町村等関係機関との連絡調整、余暇活動支援などの業務
発達障がい者支援センター		自閉症等の特有な発達障がいがある児・者に対する専門的な支援。相談、療育指導、保育所等の職員に対する支援技術指導などの業務	

4 職員の定員、現員調べ

(平成25年4月1日現在)

区分	種別	事務職員		技術職員		現業職員		計		備考
		当該年度	24.4.1現在	当該年度	24.4.1現在	当該年度	24.4.1現在	当該年度	24.4.1現在	
	定員	62	62	2	2	3	3	67	67	
	現員	(3)	(4)					(3)	(4)	
		60	63	2	2	2	3	64	68	
	過不足(△)	△2	1	0	0	△1	0	△3	1	欠員:4(保育士3、介助員1) 介助員との振替:2 育休:3
	臨時職員	1	0	0	0	0	0	1	0	保育士1
	非常勤職員	5	5	3	3	4	4	12	12	事務3、警備員2 嘱託医3、保育士2 運転士2

5 役付職員の調べ

(平成25年4月1日現在)

職名	氏名	在職期間		備考
		年	月	
園長	井上 和之		0	
次長兼総務課長	中原 秀幸	2	1	出納員
育成課長	市橋 千重		0	2年
養護課長	本高屋 香織	4	0	38年
保育士長	中江 道恵	4	0	37年
保育士長	大坪 幸恵		0	6年
保育士長	小林 共世	2	0	5年
発達障がい者支援センター所長	三矢 裕子	5	0	

6 主な事業に関する調べ

事業名	概	要								
入所サービス事業 決算（見込）額 2,510千円 （財源内訳） 使用料 2,510千円	ア 目的及び事業の実施状況 （ア）目的 主に知的障がいのある児童を入所させて保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする。（児童福祉法第42条） （イ）事業の実施状況 ・障がい特性や支援目的によって3棟に分け、児童が自分で考えて自分らしい生活ができるようにするための支援を行い、主体的な生活ができるような環境を整備する。 （入所形態は契約入所と措置入所）									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="359 622 598 660">棟名</th> <th data-bbox="598 622 1508 660">対象児童等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="359 660 598 734"> 1号棟 （自立生活サービス棟） </td> <td data-bbox="598 660 1508 734"> 生活支援が比較的少ない高校生を中心に編成する。自主的な生活取り組みを体験できるよう自立支援を積極的に展開する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 734 598 808"> 2号棟 （生活支援サービス棟） </td> <td data-bbox="598 734 1508 808"> 生活に多くの支援を必要とする重度知的障がい及び自閉症の児童で構成する。不要な刺激を排除し、習慣化されたわかりやすい生活環境を提供する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 808 598 896"> 3号棟 （総合育成サービス棟） </td> <td data-bbox="598 808 1508 896"> さまざまな障がいと多様な年齢層の児童で構成する。共同生活を通じて、いろいろなタイプの児童の育成を図る。 </td> </tr> </tbody> </table>	棟名	対象児童等	1号棟 （自立生活サービス棟）	生活支援が比較的少ない高校生を中心に編成する。自主的な生活取り組みを体験できるよう自立支援を積極的に展開する。	2号棟 （生活支援サービス棟）	生活に多くの支援を必要とする重度知的障がい及び自閉症の児童で構成する。不要な刺激を排除し、習慣化されたわかりやすい生活環境を提供する。	3号棟 （総合育成サービス棟）	さまざまな障がいと多様な年齢層の児童で構成する。共同生活を通じて、いろいろなタイプの児童の育成を図る。	
棟名	対象児童等									
1号棟 （自立生活サービス棟）	生活支援が比較的少ない高校生を中心に編成する。自主的な生活取り組みを体験できるよう自立支援を積極的に展開する。									
2号棟 （生活支援サービス棟）	生活に多くの支援を必要とする重度知的障がい及び自閉症の児童で構成する。不要な刺激を排除し、習慣化されたわかりやすい生活環境を提供する。									
3号棟 （総合育成サービス棟）	さまざまな障がいと多様な年齢層の児童で構成する。共同生活を通じて、いろいろなタイプの児童の育成を図る。									
	イ 平成24年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点 ・今年度は個別支援計画書の様式を見直し、支援課題の明確化を図った。 ・近年の入所の傾向に、行動障がい、被虐待児等対応の困難な児童が増加しているが、その支援のひとつとして現環境の工夫と改善を行い、さまざまな障がいに合わせた適切な支援の提供に努めた。（自傷防止の為に壁面改善、生活空間のユニット化、刺激から他害に発展しやすい児童の支援の見直しと工夫） ・入所児童の情報共有として「入所児童DB」を活用し、全園での支援の共有を図った。									
	ウ 成果 ・被虐待児、行動障がい、発達障がいなど、知的障がいに併せて、対応に相当の配慮を必要とする障がい児を積極的に受け入れ、県内の障がい児のセーフティーネット機能としての役割を果たした。 【入所者全体に対する措置入所児童の推移】 平成22年度27% 平成23年度30% 平成24年度33% ・児童の受け入れと共に家族支援も同時に進め、年齢を問わず入所を機に退所時を想定して支援課題を設定し、家族復帰を目標に、家族、特に保護者の障がい理解につなぐため、児童相談所、学校、他関係機関との連携を図った。結果、今年度の卒業生の移行先についてはほぼ目処がついている。 ・入所児童、とりわけ対応困難児童の支援では、適時に児童相談所、学校等との関係者会議を持ち、適切に課題や支援内容を共有し児童の生活の安定に繋いだ。									
	エ 課題 ・入所の傾向として、個室を提供し対応する必要のある児童が増加している。建物の構造上個室の数には限りがあり、やむなく二人部屋、三人部屋を一人で使用するようになっていく。（児童の障がいの特性により共同で部屋を使える児童が減少）現環境で個室の確保が困難となっている。 ・支援困難な児童対応では、心理面のサポートと医療との連携、わかりやすい環境提示と事故防止など、職員のより専門的な関わりが求められる。現場では変則勤務の中でチームを組み支援を行っている。そのため、対応者を交替するなどの職員側の配慮も同時に行っており、職員の疲労感や無力感、意欲喪失等による職場不適応を防ぐためにも保育士数の確保が重要である。									

事業名	概	要																																												
障がい児短期入所事業及び日中一時支援事業	ア 目的及び事業の実施状況 (ア) 目的 家族の就労支援及び家族の一時的な休息等、障がい児の在宅生活支援を目的として、利用者が可能な限りその地域における生活が継続できるよう、日常生活の援助、日中活動支援等を行う。 (イ) 事業の実施状況 ・契約状況 34人(短期入所のみ:10人 日中利用のみ:11人) 短期及び日中利用:13人 【月別利用状況】																																													
決算(見込)額 1,151千円 (財源内訳) 使用料 1,151千円																																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実児童数</td> <td>22</td> <td>15</td> <td>17</td> <td>18</td> <td>21</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>156</td> </tr> <tr> <td>日中一時件数</td> <td>173</td> <td>152</td> <td>147</td> <td>177</td> <td>168</td> <td>143</td> <td>149</td> <td>145</td> <td>145</td> <td>1,399</td> </tr> <tr> <td>短期入所件数</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>11</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>42</td> </tr> </tbody> </table>	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計	実児童数	22	15	17	18	21	16	17	15	15	156	日中一時件数	173	152	147	177	168	143	149	145	145	1,399	短期入所件数	4	7	6	2	11	2	4	2	4	42
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計																																				
実児童数	22	15	17	18	21	16	17	15	15	156																																				
日中一時件数	173	152	147	177	168	143	149	145	145	1,399																																				
短期入所件数	4	7	6	2	11	2	4	2	4	42																																				
		<p>・養護学校通学児童への放課後支援の場として利用が定着し、4時間未満の利用件数及び利用割合が年を追うごとに増えている。継続的に利用される児童については保護者の要望に沿って個別支援計画を作成し、利用時の支援に活用している。また、学校開催の会議にも出席し連携を図っている。</p> <p>()内は日中一時件数に占める4時間未満件数の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日中一時件数</th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度(※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(17%)</td> <td>(42%)</td> <td>(48%)</td> <td>(55%)</td> <td>(57%)</td> </tr> <tr> <td>4時間未満</td> <td>244</td> <td>692</td> <td>858</td> <td>1,110</td> <td>791</td> </tr> <tr> <td>全件数</td> <td>1398</td> <td>1,616</td> <td>1,774</td> <td>1,998</td> <td>1,399</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成24年度は12月末現在</p> <p>・学園の持つ機能を地域に提供することを目的に、月1回(土曜日)グループ活動を実施している。児童の活動の様子をもとに情報交換し、家族の負担軽減につながるようにしている。</p>	日中一時件数	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度(※)		(17%)	(42%)	(48%)	(55%)	(57%)	4時間未満	244	692	858	1,110	791	全件数	1398	1,616	1,774	1,998	1,399																				
日中一時件数	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度(※)																																									
	(17%)	(42%)	(48%)	(55%)	(57%)																																									
4時間未満	244	692	858	1,110	791																																									
全件数	1398	1,616	1,774	1,998	1,399																																									
	イ 平成24年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点																																													
	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の都合により一時的に預かるだけではなく、自立に向け発達を支援していくという視点で目的をもちながらの利用につながるよう、利用時の保護者との話し合いを心がけるようにした。 ・入所児童同様、専門的な支援に心がけ、保護者の要望により学校や、児童相談所、市町村関係機関等との連携を図り、関係者会議(学校主催の教育支援会議、事業所主催の関係者会議)への出席に努めた。 																																													
	ウ 成果																																													
	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に利用している児童については、家庭生活において活用できる支援の工夫や方法等情報交換する機会が多くなり、児童の年齢に応じて助言を求められるなど相談を受ける機会が増えた。 ・利用については、家族を始め、養護学校、児童相談所等からの相談や情報提供が増加し、障がい児養育のサポート機能として定着して来た。 																																													
	エ 課題																																													
	<ul style="list-style-type: none"> ・家族の都合による利用だけではなく問題行動の軽減や技能の獲得など、具体的目標を達成すること等を目的に利用を図る。 ・地域の障がい児養育のサポート機能としてさまざまな障害児の家族の要望や相談に応えることができるよう、ますます保育士の専門性が求められるところである。 																																													

事業名	概	要																																										
児童発達支援事業 決算（見込）額 728千円 （財源内訳） 使用料 728千円	<p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>（ア）目的 就学前の発達障がい児等（以下「障がい児等」という。）に適切かつ効果的な指導及び訓練を行い、日常生活における基本的動作の習得、情緒の発達を促し、保育所等の集団生活に適応できるようにする。 また、児童発達支援において実施している支援手法を保育所等の関係機関に伝えていく。</p> <p>（イ）事業の実施状況 ・週5回（火、水、木の午前及び火、木の午後）1グループ5名で個別学習と小集団活動を実施した。</p> <p style="text-align: right;">（平成24年12月31日現在）</p> <table border="1" data-bbox="375 683 1508 817"> <caption><月別実施状況></caption> <thead> <tr> <th>月</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実児童数</td> <td>20</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>217</td> </tr> <tr> <td>延児童数</td> <td>20</td> <td>71</td> <td>74</td> <td>65</td> <td>74</td> <td>51</td> <td>75</td> <td>69</td> <td>52</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>551</td> </tr> </tbody> </table> <p>・毎回、保護者同士の情報交換を交えた勉強会（障がい特徴の理解や育児支援）を実施した。</p> <p>・ペアレントメンター（発達障がいの子どもをもつ相談技術を持った先輩保護者）や鳥取大学教授による保護者、職員への助言により、保護者支援の充実、児童への支援内容の向上を図った。</p> <p>・研修生10名（中部圏域市町の保育士等）を受け入れた。 （週1回、6ヶ月の研修。前期、後期の2期で受入れ）</p> <p>・医師や『エール』発達障がい者支援センターの職員の助言・指導のもとに、利用児童に係る個別支援会議を開催した。（月1回開催）</p> <p>イ 平成24年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <p>・『エール』の協力により、新たな研修プログラムで研修生の受け入れを実施した。</p> <p>・実施記録等のデータベース化及び改修</p> <p>・毎回の反省会を通して、児童の理解や支援内容の確認、見直しを行い、支援内容の向上に努めた。</p> <p>ウ 成果</p> <p>・新たな研修プログラムの導入により、児童への関わり方、支援方法等の理解をより深めてもらうことができた。</p> <p>・実施記録等をデータベース化することにより、業務の効率化が図れ、支援内容の検討等に時間を費やすことができた。</p> <p>・各市町主催の支援会議に参加し、児童の状況について情報の共有を図り、関係者による統一した支援を実施することができた。</p> <p>エ 課題</p> <p>・利用児童の集団参加状況の把握、支援の共有を目的とした保育所訪問の強化が必要である。</p> <p>・定員数を超える利用希望があり、そのニーズに応えるために障がい児等に関する知識及び支援技術の習得を目的とした市町からの研修生の受け入れを継続し、中部圏域の障がい児等の支援体制の充実を図り、将来的に、市町においてもサービスを提供していく必要がある。</p>	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	実児童数	20	23	24	25	25	25	25	25	25	—	—	—	217	延児童数	20	71	74	65	74	51	75	69	52	—	—	—	551	
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計																															
実児童数	20	23	24	25	25	25	25	25	25	—	—	—	217																															
延児童数	20	71	74	65	74	51	75	69	52	—	—	—	551																															

事業名	概	要																
社会自立推進事業 決算（見込）額 582千円 （財源内訳） 使用料 582千円	<p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>（ア）目的 社会生活移行支援サービス提供事業により、児童が年齢に応じた社会生活を体験することで、日常生活力の向上を図るとともに、進路に係る移行支援サービスを実施し、円滑な社会生活への移行を図る。 入所児童の主体性を尊重し、自治活動の運営支援を行い、児童の生活の活性化を図る。</p> <p>（イ）事業の実施状況</p> <p>①社会生活移行支援サービス提供事業（対象児童42名） 公共交通機関利用や買物のしかた、公共のマナー、金銭管理など児童個々の課題に応じた社会生活の体験を積み、日常生活力の向上を図った。 （平成24年12月31日現在）</p> <table border="1" data-bbox="375 694 1444 772"> <thead> <tr> <th>サービス</th> <th>買物</th> <th>実習</th> <th>調理</th> <th>交通</th> <th>職場※</th> <th>外食</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>140</td> <td>4</td> <td>70</td> <td>121</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>345</td> </tr> </tbody> </table> <p>※職場実習等に係る公共交通機関利用</p> <p>②進路に係る移行支援サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童、保護者との面談、家庭訪問（延べ35回） ・児童、保護者の障害福祉サービス事業所見学（11名、14箇所） ・夏休み期間等の児童の体験実習（7名、5箇所） ・養護学校との合同進路相談会の開催（合同進路相談会：各2回開催） ・高等部3年生を中心に、移行支援会議やケース検討等を行い、関係者と共通認識を図りながら連携して移行支援を行った（23回開催）。 ・職員の障害福祉サービス事業所における体験研修の実施（8名、6箇所） <p>③入所児童の自治活動支援 選挙によって選ばれた子ども自治会役員児童を中心に、演奏ボランティアによるコンサート等の行事を開催し、児童の余暇活動が主体的かつ活動的になるよう同会の運営支援を行った。</p> <p>イ 平成24年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所児童の円滑な社会生活移行に向けて、児童、保護者への面談や家庭訪問、障害福祉サービス事業所見学、実習の機会を増やした。 ・平成23、24年度退所児童のフォローアップ訪問を徹底し、退所児童の社会生活への定着を支援した。 ・児童の将来像をイメージしながら、買物や公共交通機関の利用など、児童個々の課題に応じた社会体験をスモールステップで身につけられるように工夫した。 <p>ウ 成果 高等部3年生については、児童、保護者との面談や見学等体験、関係機関との連携を密に行うことで、最終的には全児童について児童、保護者の意向に添った進路の方向性を出すことができた。</p> <p>エ 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待や保護者の離婚、病気などの家庭問題により入所に至った児童が、全体の7割近くを占めており、退所後在宅での生活が困難な児童が多い。そうした中で今年度は特に、生活の基盤である住む場の確保が難しい状況があり、今後益々、厳しい状況になることを危惧している。 ・退所後の社会生活を見据えての経済観念の確立に向けては、児童の発達段階に応じて金銭の管理やお金の使い方等を通じて、具体的な社会体験をもとに習得させていくための支援が必要である。 	サービス	買物	実習	調理	交通	職場※	外食	合計	実施回数	140	4	70	121	3	7	345	
サービス	買物	実習	調理	交通	職場※	外食	合計											
実施回数	140	4	70	121	3	7	345											

事業名	概	要
<p>『エール』鳥取県発達障がい者支援センターの運営 (設置根拠) 発達障害者支援法</p> <p>決算(見込)額 9,644千円</p> <p>(財源内訳) 国庫支出金 4,809千円 一般財源 4,811千円 その他 24千円</p>	<p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的 発達障がい児(者)への支援を専門的に行う機関として、当事者及びその家族からの相談に応じるとともに、市町村等が行う支援に対する技術的援助及び人材育成並びに関係機関との連携強化により総合的な支援体制の整備を推進する。</p> <p>(イ) 事業の実施状況</p> <p>①相談支援・発達支援 ・発達障がい児(者)とその家族からの相談に応じ、助言及び必要に応じて情報提供を行った。また、家庭生活及び保育・教育現場での支援が一層円滑になるよう発達検査を実施した。</p> <p>②市町村等が行う支援に対する技術的援助 ・乳幼児健診及び保育所における巡回相談等において、発達障がいの早期発見及び早期支援に関する専門的な助言、及び市町村における支援体制の整備が図れるよう、技術的援助を行った。(12市町) ・各保育所の、発達障がい児支援の中核となる保育士対象の養成研修に講師派遣を行い、支援技術の向上を図った。(2市3町)</p> <p>③人材育成 自閉症のある子どもの協力により、支援者養成を目的にトレーニングセミナー(3日間)を実施し、保育士を対象に18名養成した。また、教育センター主催の特別支援教育スキルアップ研修に協力し、教員を対象に24名の人材育成を行った。</p> <p>④関係機関との連携強化 ・発達障がいは生涯にわたって継続的に支援が必要であることから、乳幼児期は市町村との連携、学齢期においては特別支援学校等の教育機関、成人期には障害者就業・生活支援センター及びハローワーク等就労支援機関等、多機関多職種との連携強化に努めた。 ・特に学齢期において西部地区のLD等の連絡会への参画、及び成人期において東部地区の相談支援事業所との定期的な連絡会を持ち、連携を強化した。</p> <p>イ 平成24年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点 中部療育園に発達外来担当の医師が派遣され、中部地区の医療との連携を密にするため、1市4町の発達担当保健師と医師との連携会を2回開催した。</p> <p>ウ 成果 ・新たに日吉津村に対する技術的援助を開始することによって、当該村における支援体制の構築に向けて働きかけるためのつながりができた。 ・中部療育園に発達外来担当の医師が派遣され、医師と中部地区の発達担当保健師との連絡会を開いたことにより、受診前・受診後の保護者のフォロー体制が検討された。</p> <p>エ 課題 ・中部地区の医療との連携において、各市町における受診前・受診後の保護者のフォロー体制の整備及び機関連携が今後の課題である。</p>	

7 収入証紙取扱額調べ 該当なし

8 収入事務処理状況調べ

(1) 分担金及び負担金 該当なし

(2) 使用料

(平成24年12月31日現在)
(単位:円)

目	収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考	
	節	細節								
民生使用料	児童福祉施設 使用料	入所児童利用者負担額	411	2,783,020	2,288,346	0	494,674	障害者自立支援法		
		短期入所利用者負担額	44	188,653	184,601	0	4,052	障害者自立支援法		
		児童発達支援利用者負担額	201	483,911	422,471	0	61,440	障害者自立支援法		
		障害児施設給付費	8	65,450,891	65,450,891		0	障害者自立支援法		
		障害児給付費市町村負担金	7	3,295,722	3,295,722		0	障害者自立支援法		
		障害福祉サービス介護給付費市町村負担金	10	2,145,568	2,145,568		0	障害者自立支援法		
		計(節)	681	74,347,765	73,787,599	0	560,166			
		目計	681	74,347,765	73,787,599	0	560,166			
		行政財産使用料	電気通信施設	2	10,500	10,500	0	0	行政財産使用料条例	
		行政財産使用料	職員駐車場 業者駐車場	19	509,500	509,500	0	0	行政財産使用料条例	
目計	計(節)	21	520,000	520,000	0	0				
目計		21	520,000	520,000	0	0				
合計		702	74,867,765	74,307,599	0	560,166				

(3) 手数料 該当なし

(4) 財産収入 該当なし

(5) 諸収入

(平成24年12月31日現在)
(単位:円)

目	収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考	
	節	細節								
延滞金	延滞金		78	199,120	62,930	0	136,190	延滞金徴収条例		
			計(節)	78	199,120	62,930	0	136,190		
		目計	78	199,120	62,930	0	136,190			
日中一時支援 受託事業 収入	日中一時支援 受託事業収入		47	4,230,420	4,230,420	0	0	日中一時支援事業委託契約書		
			計(節)	47	4,230,420	4,230,420	0	0		
		目計	47	4,230,420	4,230,420	0	0			
保育実習等 研修受託事 業収入	保育実習等研 修受託事業収 入		2	100,000	100,000	0	0	保育実習等研修協定書		
			計(節)	2	100,000	100,000	0	0		
		目計	2	100,000	100,000	0	0			
弁償金	弁償金	児童福祉施設費弁償金	173	3,745,880	3,716,090	0	29,790	障害者自立支援法		
			計(節)	173	3,745,880	3,716,090	0	29,790		
		目計	173	3,745,880	3,716,090	0	29,790			
雑収入	雑収入	公衆電話手数料	9	945	945	0	0	公衆電話業務委託契約書		
		児童発達支援利用者負担額コピ一代等	3	90	90	0	0	児童発達支援利用契約書		
		障害児施設給付費 その他	1 1	9,390,333 100	9,390,333 100	0	0	児童福祉法 個人情報開示決定に係るコピ一代		
	目計	14	9,391,468	9,391,468	0	0				
	合計	314	17,666,888	17,500,908	0	165,980				

(6) 現金の取扱状況
ア 現金取扱状況

(平成24年12月31日)
(単位:円)

収入科目(節)	収入金額	備考
児童福祉施設使用料	177,328	障害児施設入所利用者負担額・児童発達支援利用者負担額
児童福祉施設費弁償金	7,000	施設見学に係る給食費
延滞金	62,930	障害児施設入所利用者負担額に係る延滞金
雑入	100	個人情報開示決定に係る費用負担額
合計	247,358 (25件)	

イ つり銭の状況 該当なし

9 収入未済額調べ

(平成24年12月31日現在)
(単位:円)

収入科目		区分		過年度						現年度			収入未済額 (A+B)	未収理由	
		目	節	前年度 以前からの繰越額	左のうち 収入済額	不納 欠損額	差引収入 未済額 (A)	収入未済額の調定年度内訳			調定額	収入済額			収入 未済額 (B)
				21年度 以前	22年度	23年度									
民生使用料	児童福祉施設使用料	入所児童利用者負担額		338,850	70,565	0	268,285	208,400	42,335	17,550	2,444,170	2,217,781	226,389	494,674	納期限未到来によるもの(1月納入確認済み) 148,994円 督促中 77,395円
		短期入所利用者負担額		0	0	0	0	0	0	0	188,653	184,601	4,052	4,052	納期限未到来によるもの(1月納入確認済)
		児童発達支援利用者負担額		0	0	0	0	0	0	0	483,911	422,471	61,440	61,440	納期限未到来によるもの(1月納入確認済)
		障害児施設給付費		0	0	0	0	0	0	0	65,450,891	65,450,891	0	0	
		障害児給付費市町村負担金		0	0	0	0	0	0	0	3,295,722	3,295,722	0	0	
延滞金	延滞金	障害福祉サービス介護給付費市町村負担金		0	0	0	0	0	0	0	2,145,568	2,145,568	0	0	
		計(節)		338,850	70,565	0	268,285	208,400	42,335	17,550	74,008,915	73,717,034	291,881	560,166	
		目計		338,850	70,565	0	268,285	208,400	42,335	17,550	74,008,915	73,717,034	291,881	560,166	
弁償金	弁償金	入所利用者延滞金		194,150	62,930	0	131,220	33,870	29,060	0	4,970	0	4,970	136,190	催促中
		計(節)		194,150	62,930	0	131,220	33,870	29,060	0	4,970	0	4,970	136,190	
		目計		194,150	62,930	0	131,220	33,870	29,060	0	4,970	0	4,970	136,190	
弁償金	弁償金	児童福祉施設等弁償金		16,960	7,000	0	9,960	7,000	0	0	3,728,920	3,709,090	19,830	29,790	○納期限未到来による(1月末時納入確認済) 29,790円 ○督促、催告中 9,960円
		計(節)		16,960	7,000	0	9,960	7,000	0	0	3,728,920	3,709,090	19,830	29,790	
		目計		16,960	7,000	0	9,960	7,000	0	0	3,728,920	3,709,090	19,830	29,790	
合計		合計		549,960	140,495	0	409,465	249,270	71,395	17,550	77,742,805	77,426,124	316,681	726,146	

10 未収金回収促進のための取り組み状況調べ

取 入 科 目			債権管理事務取扱要領の作成の有無	取り組み状況	取り組み効果
目	節	細節			
民生使用料	児童福祉施設使用料	入所児童利用者負担額	有	滞納者の自宅を何度も訪問し、納入督促。	長期滞納事案の完済が2件。収入が少ない世帯が多く、徴収困難ケースあり。
	児童福祉施設使用料	短期入所、児童発達利用者負担額	有	利用時を見計らって納付勧奨。	長期に渡る滞納なし。
延滞金	延滞金	入所利用者延滞金	有	臨戸訪問で納付督促。	利用料の後となり、なかなか完済しない。
弁償金	弁償金	児童福祉施設費弁償金	有	臨戸訪問及び文書にて催告。	長期滞納事案。家庭状況複雑で接触が難しい。

11 不納欠損額調べ 該当なし

12 負担金、交付金及び委託料支出状況調べ

(1) 負担金 (平成24年12月31日現在) (単位:円)

予算科目 (目)	予算令達額	負担金の名称	支出先	負担率	支出年月日	支出金額	支出の根拠法令 名等(規約、要綱 等を含む)	備考
障がい者自立支 援事業費	20,000							
支出金額が10万 円未満のもの						20,000		
目 計						20,000		
児童福祉施設費	256,000							
支出金額が10万 円未満のもの						145,600		
目 計						145,600		
合 計						165,600		

(2) 補助金 該当なし

(2) 補償金 該当なし

(4)委託料

(平成24年12月31日)(単位:円)

予算科目 (目)	国 単 果 の 別	委託料の名称	委託契約の 相手方	当初契約			入札等 年月日 (契約保証金納 付等年月日)	完了 年月日	支出の状況			備 考	
				予定価格	(契約年月日) 契約額	契約期間			契約形態	支出 区分	支出 年月日		金額
児童福祉施設費	単果	皆成学園自動制御 設備保守点検委託	鳥取市永楽温泉町 622番地 日本電技(株) 鳥取営業所	(24.4.1)	24.4.1	24.3.28	24.9.26	精	24.10.5	724,500			
				1,449,000	~25.3.31	(免除)							
児童福祉施設費	単果	庁舎清掃業務委託	東伯郡北栄町妻波 1289 サンヒルネーメント (株)山陰支店	(24.4.1)	24.4.1	24.3.9	24.4.30外	精	24.5.16外	2,424,000			
				10,920,000	~27.3.31	(免除)							
児童福祉施設費	単果	冷温水機保守点検 業務委託	倉吉市和田東町 190 大和設備倉吉(株)	(24.4.1)	24.4.1	24.3.9			-				
				3,832,500	~27.3.31	(免除)							
児童福祉施設費	単果	消防用設備保守点 検業務委託	倉吉市旭田町12 (有)山崎商会	(24.4.1)	24.4.1	24.3.9	24.8.31	精	24.9.7	303,450			
				1,517,250	~27.3.31	(免除)							
児童福祉施設費	単果	皆成学園等給食調 理業務委託	岡山市北区下石井 2丁目1-3 一富士フードサービ ス(株)中国・四国 支社	(24.4.1)	24.4.1	23.12.15	24.4.30外	精	24.5.25外	21,967,719	プロポーザル		
				117,975,000	~27.3.31	(免除)							
児童福祉施設費	単果	一般廃棄物処理業 務委託	倉吉市金森町52 山陰清掃(有)	(24.4.1)	24.4.1	24.3.23	24.4.30外	精	24.5.29外	142,800			
				227,000	~25.3.31	(免除)							
予定価格が20万円 未満のもの										418,345			
目計										25,980,814			
合計										25,980,814			

該当なし

13 工事請負費調べ

14 財産に関する調べ
 (1)公有財産
 ア 土地

(平成24年12月31日現在)

行政・普通 財産の 区分	施設名等	所在地	前年度末		本年度異動状況					差引		備考	
			面積(m ²)	価額(円)	増減別	異動日	面積(m ²)	価額(円)	増減理由	登記年月日	面積(m ²)		価額(円)
行政財産	皆成学園	倉吉市みどり町 3564-1	39,233.07	334,064,778	増加	H	0	0		H	39,233.07	334,064,778	
計			39,233.07	334,064,778	減少	H	0	0		H	39,233.07	334,064,778	
合計			39,233.07	334,064,778			0	0			39,233.07	334,064,778	

イ 建物

(平成24年12月31日現在)

行政・普通 財産の 区分	施設名等	所在地	前年度末		本年度異動状況					差引		備考	
			面積(m ²)	価額(円)	増減別	異動日	面積(m ²)	価額(円)	増減理由	登記年月日	面積(m ²)		価額(円)
行政財産	皆成学園	倉吉市みどり町 3564-1	5,750.27	1,897,530,220	増加	H	0	0		H	5,750.27	1,897,530,220	
計			5,750.27	1,897,530,220	減少	H	0	0		H	5,750.27	1,897,530,220	
合計			5,750.27	1,897,530,220			0	0			5,750.27	1,897,530,220	

ウ 山林 該当なし

エ 不動産(船舶、浮標、浮桟橋、浮ドック、航空機) 該当なし

オ 才物権 該当なし

カ 無体財産権(特許権、著作権、商標権、実用新案件等) 該当なし

キ 有価証券 該当なし

(2) 金券類の受払状況

ア 金券の受払状況

(平成24年12月31日現在)

種 別	前年度末	本 年 度 中		差 引	備 考
		購入額	使用額		
郵便切手及び郵便はがき	円 51,265	円 69,000	円 84,600	円 35,665	
収入印紙				0	
収入証紙				0	
タクシークーポン券				0	
鉄道プリペイドカード				0	
合 計	51,265	69,000	84,600	35,665	

イ タクシーチケットの受払状況

(平成24年12月31日現在)

前年度末未使用枚数	本 年 度 中		差 引	備 考
	購入枚数	使用枚数及び金額		
枚 73	枚 0	枚 49 67,210	枚 24	

(3) 債 権

(平成24年12月31日現在)

債権の名称	前年度末		本 年 度 中				差 引		備 考
			増		減				
	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	
行政財産使用料	円 21,000	4	円 15,000	1	円 10,500	1	円 25,500	4	
							0	0	
							0	0	
合 計	21,000	4	15,000	1	10,500	1	25,500	4	

15 財産の貸付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物

ア 土地

(平成24年12月31日現在)

行政・普通財産の区分	貸付(使用許可)目的	所在地	数量又は面積	貸付(使用許可)年月日	当初貸付(使用許可)年月日	貸付(使用許可)期間	貸付(使用)料(円)		貸付(使用許可)先		備考
							単価	本年度の貸付(使用)料	住氏	所名	
行政財産	電気通信設備設置	倉吉市みどり町3564-1	本柱1本 支線1条	H23.4.1	H13.4.1	H23.4.1 ~H28.3.31	年額 3,000	3,000	鳥取市湯所町2-258 西日本電信電話株式会社 鳥取支店長		
	電力供給設備設置	倉吉市みどり町3564-1	本柱1本 支線1条	H21.4.1	H16.4.1	H21.4.1 ~H26.3.31	年額 3,000	3,000	倉吉市駄縫寺町245-6 中国電力株式会社 倉吉営業所長		
	電力供給設備設置	倉吉市みどり町3564-1	支線1本 支線1条	H19.4.1	H14.10.15	H24.4.1 ~H29.3.31	年額 3,000	3,000	倉吉市駄縫寺町245-6 中国電力株式会社 倉吉営業所長		
	電力供給設備設置	倉吉市みどり町3564-1	本柱1本	H21.4.1	H16.4.28	H21.4.1 ~H26.3.31	年額 1,500	1,500	倉吉市駄縫寺町245-6 中国電力株式会社 倉吉営業所長		
計								10,500			
合計								10,500			

イ 建物 該当なし

(2) 物品

(平成24年12月31日現在)

品名	数量	規格・銘柄	貸付期間	貸付料(円)		貸付先		使用場所	貸付目的	備考
				単価	本年度の貸付料	住氏名	所名			
知能検査キット	1セット	WISC-III	H24.6.19~ H24.6.22	月額・年額	無償	倉吉市役所子ども家庭課長 塚根 智子	倉吉市子育て総合 支援センター	発達検査		
教材セット	1セット	教材一式	H24.8.8~ H24.8.10	月額・年額	無償	鳥取県教育センター所長 塚本 修一	県立倉吉養護学校	教職員研修	○ケース番号5~10の各1点 ○A4カゴ 62点 ○B5カゴ 17点	
合計					0					

16 借受不動産明細調べ

区分	種別	借受(使用)目的	所在地	数量又は面積	契約の有無	契約の状況		借受先 住氏名	備考
						借受期間	借料(円) 単価		
土地	宅地	自立訓練棟敷地	倉吉市みどり町大平ル3225 番地3	188	有	H24.4.1~ H29.3.31	年額 189,648	個人(1名)	
合計							189,648		

17 職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ

(1) 職員住宅 該当なし

(2) 職員駐車場

ア 管理状況

財産の区分	所在地	1 区画の面積 (㎡)	貸付(使用)料(月額) (円)
行政財産	倉吉市みどり町3564-1 鳥取県立皆成学園	12.24	1,000

イ 異動状況

(行政財産)

月別	前月末 人	当月減		当月増		当月末		調定額	収入済額	収入未済額
		うち減免 人	人	うち減免 人	人	うち減免 人	人			
4月	80		3	3		83	53	円 56,500		
5月	83		1			84	53	57,500		
6月	84					84	53	57,500		
7月	84	1				83	53	56,500		
8月	83					83	53	56,500		
9月	83					83	53	56,500		
10月	83	1				82	53	55,500		
11月	82	1				81	53	54,500		
12月	81		1	1		82	53	55,500		
1月								1,000		
2月								1,000		
3月								1,000		
合計								509,500	円 509,500	円 0

うち民間業者(4月～6月:12人、6月～12月:11人)

サンヨービルマネジメント(庁舎清掃委託) 1人 1,000円/月 異動なし

一富士フードサービス(給食業務委託) 4月～6月:11人 11,000円/月 6月～12月:10人 10,000円/月

18 自動車(二輪を除く)の管理状況調べ

(平成24年12月31日現在)

車種	年式	登録番号	取得年月日	総走行 キロ数	本年度			備考
					稼働 日数	(1か月平均) 走行キロ数	修理費等	
軽自動車	15	鳥取50ひ 7179	保管換22.7.1 15.7.11	km 131,032	日 56	km (929) 3,714	円 0	中部総合事務所 へ保管換H24.7.4
マイクロバス	14	鳥取200さ 191	H14.7.31	87,040	173	(724) 6,515	0	
トラック	2	鳥取11せ 1841	保管換3.5.17	90,127	169	(429) 3,858	0	
合計		3台					0	

19 寄附物件の受納状況調べ 該当なし

20 備品の処分状況調べ

(平成24年12月31日現在)

品名 (規格・銘柄)	数量	(保管換年月日) 取得年月日	耐用 年数	取得価格 円	不用決定 年月日	不用とす る理由	処 分				備 考
							売払棄 却の別	売払方法・ 棄却理由	処分 年月日	売払額・処 分費用 円	
デジタルカメラ	1	H13.3.31	5	89,040	H24.11.14	使用不能	棄却	使用不能	H24.11.14		
パーソナルコンピューター	1	H12.3.30	6	99,750	H24.11.14	使用不能	棄却	使用不能	H24.11.14		
合 計	2			188,790						0	

21 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ 該当なし

皆成学園個別事項

2.2 当該年度における業務（保護と指導等）の概要

〔皆成学園〕

(1) 生活支援及び個別支援

ア 施設運営の基本方針

利用児童（入所児童、通所児童、ショートステイ児童、日中支援児童）の支援を最優先に考え、県立施設であることの意味を認識し、中部地区の障がい児福祉サービスの社会資源を充実するために学園が持つ機能をできる限り地域に提供する。

- a 当施設は、利用児童とその保護者の尊厳を尊重することを第一義とする。
- b 当施設は、すべての発達障がい児の福祉向上を目的として、施設が所有する専門的な知識・技能と総合的支援の機能を地域社会に提供することを目標とする。
- c 当施設は、障がい児（者）福祉思想の啓発に努め、地域社会の一員として障がい児福祉の向上に貢献することを目標とする。
- d 当施設は、利用児童、保護者、地域住民、職員等関係者の意見を尊重し支援に反映する。

イ 生活支援等の基本理念

当施設は、利用児童の支援に関し、以下の事項を基本の方針とする。

- a 当施設は、利用所児童の主体性を尊重し、個々の児童の能力や適性等に応じた社会自立を図る。
- b 当施設は、児童福祉施設の設置目的が許す範囲内において、利用児童の生活形態を一般社会のあり方に近づけることを目標とする。
- c 当施設は、生活の場所としての支援サービスの提供を基本とし、常に利用児童の最善の利益を優先した運営並びに支援サービスの提供を基調とする。

ウ 社会自立の推進

当施設は、利用児童の社会自立を積極的に推進する上で、以下の事項を基本の方針とする。

- a 当施設は、利用児童個々の能力や適性に応じた社会自立の達成を目標とする。
- b 当施設は、知的障がい児の社会自立は児童の能力や適性に応じて達成されるものと考え、主体的で自主的な生活が達成できる自己実現を目標とする。

(2) 棟生活の指導

入所児童を障がいや自立の状態によって3棟に分け、児童が自分で考えて自分らしい生活ができるようにするための支援を行い、主体的で自主的な生活ができる環境を整える。

(平成24年12月31日現在)

棟名	サービス棟名	愛称	区分	児童数		内容
				定員	現員	
一号棟	自立生活サービス棟	すばる	男女	10	12	生活支援が比較的少ない高校生を中心とした子どもたちの生活棟。
二号棟	生活支援サービス棟	みらい	男女	20	16	生活に多くの支援を必要とする子どもたちの生活棟。
三号棟	総合育成サービス棟	このみ	男女	35	21	共同生活を通じているいろいろなタイプの子どもたちの育成を図る生活棟。
合計				65	49	

(3) 園内作業所

倉吉養護学校高等部を卒業し在園する児童を対象として作業活動を行っている。

ア 養護学校高等部既卒児童

倉吉養護学校高等部を卒業しても、直ちに就職や成人施設等を利用して社会復帰ができない児童があり、それらの児童は退所の機会が到来するまでの間、園内作業所で作業活動を行い社会自立への機会を待っている。なお、平成24年度は該当児なし。

イ 園内療育

未就学児童を対象に、認知の発達やコミュニケーションスキルを習得し生活に般化させることを目的として療育を行っている。

(平成24年12月31日現在)

月 別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計(実児童数)
未就学児	1	1	1	1	1	1	1	1	1	—	—	—	9(1)

(4) 社会生活移行支援サービス提供事業

近年、地域生活への移行が社会的課題となる中、入所利用児童の社会生活への円滑な移行を図るため、入所利用児童一人ひとりの課題に沿った社会体験(支援サービス6項目)を提供し、日常生活スキルや公共マナーの獲得・向上を図っている。

支援サービスの内容

- ①買 物…買い物の手順やマナー、経済感覚を身につけるための近隣の店での買物支援サービス
- ②宿 泊…自立訓練棟(はばたきの家)や成人施設を利用した自主的生活体験支援サービス
- ③調 理…簡単な調理実習や、栄養士・調理師による実践指導サービス
- ④外 食…レストランや食堂などを利用したマナーや振る舞いの支援サービス
- ⑤交 通…バス・汽車などの公共交通機関の利用支援サービス
- ⑥職 場…企業・作業所訪問や職場実習に係る公共交通機関の利用支援サービス

月別実施状況

(平成24年12月31日現在)

月 別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	
サ イ ビ ス 区 分	① 買 物	10	21	20	18	9	8	22	13	19	140
	② 実 習	2				2					4
	③ 調 理	3	10	10	11	5	5	9	8	9	70
	④ 外 食		1		1	1			2	2	7
	⑤ 交 通	8	18	23	14	7	8	14	13	16	121
	⑥ 職 場	2						1			3
計	25	50	53	44	24	21	46	36	46	345	
効 果 測 定	1:合格	7	13	15	11	3	3	13	8	9	82
	2:あと一歩	7	19	21	15	12	9	17	15	21	136
	3:まだまだ	3	2	2	2	1	3	4	1	3	21
	4:不合格		1	1					1		3

③調理のうち、栄養士・調理師による実践指導サービスについては、自立訓練棟(はばたきの家)を利用した「料理教室」を8回実施し、延べ約28人の入所利用児童が参加した。調理スキルの事前評価を行った上で、食材の購入支援から片付け支援までを行い、回を重ねていく中で、調理スキルの獲得が見られている。献立は、豆腐と油揚げのみそ汁、かに玉、豚肉のしょうが焼きなど。

(5) 学校教育

義務教育該当児童並びに高等部生徒は、すべて県立倉吉養護学校へスクールバスと路線バスで通学している。学校と学園は、日常的に密接な連携を体制的に構築し児童の養育に当たっている。

(6) 余暇活動等

日常的な生活の一部として、多様な余暇利用の選択が可能となるよう努めている。

CD・ビデオ管理組合の運営 …児童の自主管理による無料CD・DVDのレンタル

社会自立をめざす人の会 …年数回の会合での自己擁護と交流の促進

カラオケクラブ …毎週1回児童下校後に開催(参加自由)

お話しっばいの会 …毎月1~2回程度地域のボランティアによる絵本の読み聞かせの会

掲示板の設定 …各種情報の受信と発信

映画会の開催 …毎月1~2回程度の映画会の開催

園内作業競技大会の実施 …県の大会をモデルとした園内大会

各種行事等の運営 …焼き肉ガーデンパーティー、魚釣り、クリスマス会、わいわい交流会

かいせいダンススクール…入所児童のうち希望する児童が余暇を利用したダンススクール
げんきもりもりクラブ …週1回製作等目的のある遊び

(7) 努力目標

ア 児童の健康と安全

知的障がい児は、認知の遅れや運動発達の遅れ等により自己防衛が難しく、種々の災害を受け易い状況にあるといえる。更に知的障がい児は先天性疾患の合併や脳の機能障がいから生じる諸問題等により、疾患に対する罹患率は高いと言われている。学園においては、保護者に代わってこれら児童の健康と生命の安全を維持することに努めている。

努力目標	努力事項
1 事故防止	施設及びその周辺環境の定期的安全点検、綿密な防災計画と指導。
2 伝染病予防	検便、施設全般の衛生管理、児童への保護指導、予防対策の強化。
3 疾病の予防、早期発見、早期治療、体力作り	健康教育の実施、健康状態の把握、嘱託医との連絡、適切な医療対応。

イ 生活能力の育成

衣食住の中心となる棟生活を基盤とし、児童個々の発達段階・障がい特性と利用児童のニーズに応じ、生活の質、移住の視点、生活の充実や生きがい、将来の生活や目標に応じた個別支援計画を策定し、生活支援を通して可能な限りの社会適応能力を伸ばさせることを目指して努力している。

努力目標	努力事項
1 身辺生活の自立	毎日の生活の中で、日常生活に必要な諸動作の獲得形成と社会的態度の育成に向けて、個々に細やかなチェックをして支援する。
2 円満な人格の形成	充実感と喜びのある生活を推し進める。棟の児童集団を利用しながら好ましい人間関係を作るよう調整、支援する。
3 余暇活動の育成	自主的な余暇活動ができるよう環境整備を工夫し、余暇グループの育成に努力すると共に、児童一人ひとりが楽しく余暇を過ごせるよう工夫する。 児童の要望に合わせ余暇クラブを実施する。

ウ 社会自立指導の推進

日常生活における基本的な生活能力の向上と生活の社会化を基盤に、個別支援計画に基づき個々の能力に応じた社会自立が達成できるよう生活能力の向上に努力している。さらに社会自立推進生活支援の実施によって支援システムを構造化し、入所児童の社会自立がより円滑に進展するよう努力している。

努力目標	努力事項
1 基本的な生活能力の向上	日常生活における経験内容を発達レベルにあわせて豊かに用意し、自発性を大切にしながら、分かりやすい環境設定と援助を通じて、身辺処理能力を高める。
2 生活の社会化	家庭や地域社会との交流を積極的に保ち、日常生活において、買い物などの園外活動、社会学習を通じて、出来るだけ地域社会の生活を体験させる。
3 作業能力の向上	養護学校教育を基礎にしながら、児童の進路の方向性に対応して、更に作業技能、態度を伸ばしていくため個別抽出訓練を実施する。
4 自立生活能力の助長	家庭とも協力しあい、自立訓練棟（はばたきの家）等の棟外で児童のみの生活を体験させ、生活全般が自立できるよう訓練するとともに、個別児童のニーズに対応した家庭生活技術、経済行為、交通機関利用等に関する個別抽出訓練を実施する。
5 就職	養護学校との連携を密にしながら実習協力企業、事業所の開拓、職場（就職先）開拓に努力し、児童の実態にあった職場実習を段階的に積みあげていき、就職等を確実なものにしていく。 障がいの重い児童に対しても、家庭と協力し、小規模作業所利用等の福祉的就労等を追求していく。就職後のアフターケアを強化する。

エ 地域交流と地域サービスの推進

施設を地域の社会資源として位置づけ、交流を通して理解を深め合うと共に、施設が蓄積した知識と技術を地域の療育に提供し、積極的に在宅福祉サービスとして提供している。

努力目標	努力事項
1 交流会の推進	サマーフェスタ、交流文化祭等の行事を通じ、地域の子ども会、地域の小・中・高等学校の児童、生徒及び地域住民との交流を盛んにするよう努力する。 また、日常の生活場面においても地域との交流を盛んにする。
2 体験指導の受入れ	短期入所事業、日中一時支援事業による生活支援、委託による体験入所、児童福祉法に基づく児童発達支援事業等を積極的に実施する。
3 ボランティアの受入れ	行事のボランティア、作業のボランティアを多く受入れ、施設理解と交流の機会を拡大する。
4 施設設備の開放	体育館、プール、グラウンド、自立訓練棟（はばたきの家）等を地域活動へ開放する。
5 専門機能の強化	個別障がいに対する訓練治療について、認知感覚統合訓練、言語発達訓練、身体機能訓練等の領域別に指導訓練体系を明確にし、個人別指導訓練を強化する。

(8) 成果

- ・短期入所事業は、週末の一泊二日で月1～2回程度の定期的な利用者や大型連休祝日の利用、学校の長期休業（春、夏、冬休み）などに利用があり、その多くは県内全域からの利用に及んでいる。
- ・日中一時支援事業では、地域の支援の受け皿としての地域福祉の充実もあり中部圏域の利用がほとんどで、下校後の毎日の放課後と休日の利用が年間を通じて恒常的にあり、「在宅生活を支援する入所施設機能」を発揮している。
- ・両事業ともに利用件数、人数ともに減少し利用者が固定化傾向にあるが、利用児童の保護者とは信頼関係も構築され支援の相談や情報の共有が可能になっており、移行支援に向けての関係機関との連携にも反映され円滑な支援の引き継ぎに繋がっている。
- ・入所事業においては、地域で障がい児の在宅生活を支える仕組みが浸透する中で入所は減少傾向にある。しかし、その中でも近年の入所の特徴としては、知的障がいに加え自閉症、広汎性発達障がい、行動障がい（自傷、他害）、個別対応を必要とする児童の入所、並びに、被虐待児等を含む家庭に何らかの問題のある児童の入所傾向が顕著である。更には各児童相談所からの措置入所児童も割合が増加し、児童の生命の安全、保護としての入所施設機能を発揮している。

(9) 課題

障がい児施設の一元化（平成24年4月）に伴い当園は福祉型障害児入所施設と位置づけられた。近年の入所の傾向はその先取りをしているかのように個別対応を必要とする、家庭では対応困難な児童の入所が増加しており、サービス提供の難しさが増大している。その対応には専門的な支援の提供が必至であり、職員の資質向上と育成、求められるサービスの検討が一層求められる。
また、児童の生活環境についても障がいの特性に配慮した構造化が必要となっている。

【『エール』鳥取県発達障がい者支援センター】

(1) 業務内容

①相談支援

発達障がい児(者)とその家族、関係機関から相談(コミュニケーションや行動面で気になること、保育所や学校、家庭生活などで困っていることなど)に応じる。必要に応じて、福祉制度やその利用方法についての情報提供や、保健・福祉・医療・教育・労働などの関係機関との連携や紹介を行う。

②発達支援

発達障がい児(者)とその家族、関係者の発達支援に関する相談に応じ、家庭や保育所、学校等での療育方法についてアドバイスする。また、知的発達や生活スキルなどに関する発達検査を実施し、発達障がい児(者)の特性に応じた療育や教育、支援の具体的な方法について助言を行う。また、児童相談所、医療機関等と連携を図る。

③就労支援

就労を希望する発達障がい児(者)に対して相談に応じるとともに、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就労・生活支援センターなどの労働関係機関と連携して情報提供する。必要に応じて学校や就労先を訪問し、障がい特性や就業適正に関する助言を行うほか、作業工程や環境の調整などを行う。

④普及啓発・研修

発達障がいをより多くの人に理解してもらうための一般向けの研修や、発達障がいを支援する保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関の支援者のスキルアップを目的とした研修を企画したり、関係機関からの講師派遣依頼に応じる。

⑤機関連携

発達障がいを支援する保健・医療・福祉・教育・労働などの関係機関に定期的にコンサルテーション(助言・指導)を行う。技術的援助とともに、支援者の人材育成、支援体制整備につなぐ。また、支援会議、関係者会議に参画することで支援ネットワークの構築や支援体制の整備を図る。

(2) 業務実績

①<相談延べ件数>

(平成24年12月31日現在)

年齢分類	乳幼児前期	乳幼児後期	小学生	中学生	高校生	19歳以上	合計
延べ件数	78件	335件	451件	267件	111件	504件	1,746件

②<機関コンサルテーション支援内容別延べ件数>

(平成24年12月31日現在)

機関名	療育支援	健診	保育所巡回	健診後フォロー	教育支援	施設支援	その他	合計
延べ件数	78件	16件	153件	25件	18件	17件	17件	324件

【内訳】

ア 市町、関係機関との協同

○健診

- ・倉吉市 1歳6ヶ月児健診 年6回
3歳児健診 年6回
- ・三朝町 1歳6ヶ月児健診 年4回
3歳児健診 年1回

○健診後フォロー

- ・健診後のフォロー体制整備への参画
北栄町：あそびの教室 隔月
琴浦町：あそびの教室 年6回
米子市：5歳児健診後フォロー(個別相談) 月1回

イ 特別支援学校

- ・倉吉養護学校 通級指導教室レインボーにおける協働 年5回
- ・白兎養護学校 コンサルテーション・ケース検討会 月1回
夏季学童クラブ 年3回

ウ 療育支援

- ・皆成学園（わいわいランド） 週2回
- ・境港市児童発達センター（陽なた） 年2回

エ 施設支援（コンサルテーション、ケース検討会を継続的に実施）

- ・羽合ひかり園 年4回
- ・西部やまと園 年3回
- ・鹿野かちみ園 年4回

オ 保育所巡回相談

- ・母子保健担当保健師と協働した保育所巡回
 - 岩美町 年6回
 - 八頭町 年13回
 - 若桜町 年4回
 - 智頭町 年4回
 - 倉吉市 年28回
 - 湯梨浜町 年18回
 - 三朝町 年8回
 - 北栄町 年13回
 - 琴浦町 年20回
 - 米子市 月1回
 - 日吉津村 年3回（新規）
- ・鳥取福祉会 年18回

カ その他

- ・自立生活支援（発達障がいのある青年・成人のソーシャルクラブ活動支援） 月1回
- ・自閉症協会勉強会
 - 東部地区：研修会 年3回
 - 中部地区：定例会 年3回
 - 高機能部会 年3回
 - 西部地区：定例会 年4回

③<普及啓発・研修 対象地区別開催数>

(平成24年12月31日現在)

地区別	東部	中部	西部	全県	県外	合計
件数	13件	27件	4件	17件	1件	62件

【内訳】

ア 主催研修

【講演会】

発達障がいのある子の特別支援教育 講師：萩原 拓 氏

広汎性発達障害の精神医学的理解 講師：岡田 俊 氏

よむこと、かくこと、あそぶことが大好きになるビジョントレーニング講座（予定：2月） 講師：北出 勝也 氏

鳥取県ペアレントメンター養成研修フォローアップ（予定：3月） 講師：井上 雅彦 氏

【トレーニングセミナー】

保育士・幼稚園教諭のためのトレーニングセミナー 講師：重松 孝治 氏

イ その他の連続講座・研修

琴浦町保育士研修会 年16回

北栄町保育士研修会 年3回

岩美町保育士研修会 年2回

鳥取市教育センター主催研修会（ひびきセミナー） 年3回

特別支援教育スキルアップ研修（県教育センター） 年1回

保育専門学院 年3回

等

(3) 成果（再掲）

- ・新たに日吉津村に対する技術的援助を開始することによって、当該村における支援体制の構築に向けて働きかけるためのつながりができた。
- ・中部療育園に発達外来担当の医師が派遣され、医師と中部地区の発達担当保健師との連絡会を開いたことにより、受診前
- ・受診後の保護者のフォロー体制が検討されだした。

23 入所児童の状況調べ
 (1) 児童の入退所調べ

(単位：人) (平成24年12月31日現在)

区 分	定 員	前年度末現在 入所児童数	年 度 中		現 在 在園児童数
			入 所	退 所	
重 度 棟	20 人	16 人	(3) 人 0	3 人	16 人
一 般 棟	45	35	4	(3) 3	33
計	65	51	4	6	49

(注) 年度中入退所欄の()書きは、棟の移動(一般棟から重度棟へ)人数で内数。

(2) 入所児童の年齢・学年別調べ

(単位：人) (平成24年12月31日現在)

区分	5歳以下	6歳	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20以上	合計		
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	男	女	計
幼児	1																1		1
小学部																			
1年			2														2		2
2年				1													1		1
3年					1												1		1
4年						3											3		3
5年						1	1										2		2
6年								1									1		1
小学部計	1		2	1	1	4	1	1									10	0	10
中学部																			
1年									3								3		3
2年									2	5							3	4	7
3年										1	6						6	1	7
中学部計									5	6	6						12	5	17
高等部																			
1年												5					2	3	5
2年												2	8				7	3	10
3年														6			3	3	6
高等部計																	12	9	21
学園 日中指導																			
合計	1	0	2	1	1	4	1	1	5	6	6	7	8	6			35	14	49

(3) 児童の出身地調べ

(単位：人) (平成24年12月31日現在)

郡市別	東部			中部			西部				県外	合計		
	鳥取市	岩美郡	八頭郡	東部計	倉吉市	東伯郡	中部計	米子市	境港市	西伯郡			日野郡	西部計
児童数	18		1	19	2	6	8	15	2	2		19	3	49

(4) 児童の障害等の重複状況調べ

(単位：人) (平成24年12月31日現在)

区分	内科疾患	耳鼻科疾患 (聴覚障害以外)	眼科疾患 (視覚障害以外)	聴覚障害	視覚障害	肢体不自由	てんかん (発作)	自閉症・自閉傾向	行動障害	A D H D	アスペルガー症候群	その他	合計	実人員
男	4		1		3	1	4	11	1	1	3	4	33	35
女	1			1		2	3	4	1			3	15	14
計	5		1	1	3	3	7	15	2	1	3	7	48	49

(5) 児童の療育手帳の所持状況調べ (単位：人)

(平成24年12月31日現在)

区分	A	B	未所持	計
男	8	20	7	35
女	4	9	1	14
計	12	29	8	49

療育手帳 A: 概ね IQ が35以下 療育手帳 B: 概ね IQ が36~75

(6) 発生原因調べ

(単位：人)

(平成24年12月31日現在)

区分	てんかん	家族性	結節性硬化症	脳性小児麻痺	ダウン症候群	その他の染色体異常	先天性代謝異常	胎児性アルコール症候群	小頭症	硬膜下水腫	硬膜下血腫	未熟児頭蓋内出血	その他の脳疾患	未熟児出産	交通事故後遺症	原因不明	計
男	4	8			1						1		1	1		19	35
女	3	1			1						1		1			7	14
計	7	9			2						2		2	1		26	49

(7) 児童の疾病等の状況調べ

(単位：人) (平成24年12月31日現在)

病名	就学前	小学部	中学部	高等部	その他	計
てんかん		2	2	5		9
自閉症・自閉傾向		2	5	8		15
脳性麻痺						
ダウン症候群	1			1		2
その他の染色体異常						
結節性硬化症						
脳疾患				2		2
小頭症						
熱性けいれん						
消化器系疾患						
呼吸器系疾患	1		1			2
循環器系疾患				1		1
うち心疾患						
耳鼻科系疾患						
眼科系疾患	1	3	1			5
皮膚科系疾患	1	1	1	1		4
外傷・筋骨格系疾患		2				2
精神科疾患						
その他の疾患	1	1	1	1		4
計	5	11	11	19		46

(8) 当年度退所児童の退所後の居所調べ

(単位：人) (平成24年12月31日現在)

区分	更生施設入所	授産施設入所	通勤寮	福祉ホーム	グループホーム	他の児童福祉施設に措置変更	精神病院入院	その他の病院入院	自宅	死亡
男	2					1			1	
女					1				1	
計	2				1	1			2	

2.4 職員共食状況調べ

(単位：食、円) (平成24年12月31日現在)

区分 (月)		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
朝食	食数	146	152	151	142	123	126	151	143	148				1,282食
	金額	58,400	60,800	60,400	56,800	49,200	50,400	60,400	57,200	59,200				512,800円
昼食	食数	109	69	63	105	128	66	79	55	89				763食
	金額	57,770	36,570	33,390	55,650	67,840	34,980	41,870	29,150	47,170				404,390円
夕食	食数	374	393	386	357	311	328	373	365	366				3,253食
	金額	243,100	255,450	250,900	232,050	202,150	213,200	242,450	237,250	237,900				2,114,450円
おやつ	食数					2			2					4食
	金額					100			100					200円
養護学校	朝食													食
	昼食													食
	夕食													食
	金額													円
合計	食数	629	614	600	604	564	520	603	565	603				5,302食
	金額	359,270	352,820	344,690	344,500	319,290	298,580	344,720	323,700	344,270				3,031,840円
備考														

25 支出区分表（児童福祉施設費）

(単位：円) (平成24年12月31日現在)

区分	管理費	一般生活費	重度加算費	教育費	学校給食費	見学旅行費	入進学支度金	期末一時扶助費	児童採暖費	就業支度金	葬祭費	医療費	合計
報償費	204,800												204,800
報酬	3,852,755												3,852,755
共済費	392,075												392,075
賃金	0												0
旅費	749,265	73,400											822,665
需用費	6,848,337	4,110,315											10,958,652
役員費	583,197	245,898											829,095
委託料	25,980,814												25,980,814
使用料及び賃借料	526,439	324,308											850,747
備品購入費	574,350												574,350
貸金、補助及び貯金	145,600												145,600
扶助費		692,312		168,138	371,750	20,600						1,995	1,254,795
公課費	20,500												20,500
合計	39,878,132	5,446,233		168,138	371,750	20,600						1,995	45,886,848

26 主な施設の整備状況調べ

(平成24年12月31日現在)

施設名	取得・造成・新築・改築・修繕等の別	面積又は数量	取得等の年月日・工事期間	金額	備考
厨房内等殺菌灯取替工事	修繕	5灯	H24.11.29～H24.12.18	120,750円	
2号棟浴室内ステンレス手すり取付け工事	修繕	一式	H24.11.28～H24.12.27	126,000	
吸収式冷温水発生機電源基盤工事	修繕	一式	H24.11.15～H24.12.20	390,600	予算主務課：福祉保健課
三菱重工パッケージエアコン	修繕	一式	H24.6.14～H24.7.10	168,000	
空冷ヒートポンプ室外ユニット工事	修繕	一式	H24.4.27～H24.5.18	194,670	予算主務課：福祉保健課
グラウンド遊具撤去工事	取得	一台	H24.11.20	574,350	

(注) (1) 主管課、常務課の予算で執行したものを含み、その旨を備考欄に記載すること。
 (2) 土地の取得造成も同様に記載すること。

○意見、要望等 なし